

議会基本条例第3・6・11・12・17条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	代表者会議修正事項	備考
<p>(議会運営の原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱等に基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。</p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする。</p> <p>(広報活動及び広聴活動)</p> <p>第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項に規定する目的を達成するため、体制整備に努めなければならない。</p> <p>(議会報告会)</p> <p>第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱に基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。</p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第6条 議会は、大規模災害が発生した場合において、議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする。</p> <p>(広報活動及び広聴活動)</p> <p>第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の目的を達成するため、体制整備に努めなければならない。</p> <p>(議会報告会)</p> <p>第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>■ = 語句の修正</p> <p>【各会派持ち帰り事項】 逐条解説に申合せを明記することし、要綱を要綱等と修正する。</p> <p>【各会派持ち帰り事項】 作業部会第1班の指摘事項</p>

(調査及び政策立案)

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項の機能の強化を図るため、次の各号に掲げる制度を活用することができる。

- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
- (2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
- (3) 必要な調査及び視察を実施すること。
- (4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

(調査・政策立案)

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案・政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項の機能の強化を図るため、次の各号に掲げる制度を活用することができる。

- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
- (2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
- (3) 必要な調査及び視察を実施すること。
- (4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。